

改正条例(案)に係るパブリックコメント

意見の概要	県の考え方
<p>(義務化の範囲) 噴火警戒レベルが開始された山から義務化しているとの事だが、白山のほうが乗鞍岳やアカダナ山に比べ、危険な山ということになるのか。噴火警戒レベルは防災計画などが整った山から運用開始されるものではないのか。そうならば、まず噴火警戒レベルが運用できない、県、市町村がとるべき防災対応などがはっきりしていない乗鞍岳から義務化すべきではないか。 「白山は危険」といわれたようで、石川県民としてははなはだ心外である。</p> <p>(義務化の範囲) 石川県側から登山しても、登山コースによっては岐阜県側に足を踏み入れることもあるそうだが、石川県と同時に義務化しないなら、たとえば、岐阜県境に登山届ポストを置く、義務化の範囲がわかるよう、県境を設置するなど、ただ口で義務化というだけでなく、岐阜県としても提出の環境づくりをすべき。</p> <p>(全体) 県別の登山者は8、9割が石川県側であると予想しているが、岐阜県だけが義務化する事に意味はあるのか。なぜ石川県は同時に義務化しないのか。調整はしたのか。御嶽山や焼岳の時も長野県とタイミングがずれているが、岐阜県だけで勝手に独走しているのではないか。</p> <p>(罰則) すでに義務化している焼岳では義務化前後で登山届提出数は本当に増えたのか。単に義務化するだけで提出率100%になるとは思えないし、提出しなかったものに対する罰則も確実に課せるとも思えない。県として「罰則を課す」と言う以上、確実に罰則を課すことができる体制を整える必要があると思う。それができないなら罰則は課すべきではない。</p>	<p>本県では、山岳遭難事故が依然として増加傾向にあるため、関係者からなる研究会を設け検討を重ねた結果、登山者自らの事前準備の徹底により遭難事故防止を図るため、北アルプスの中でも遭難事故が多く、特に危険性の高いエリアに限定し登山届の提出を義務付ける「山岳遭難防止条例」を平成26年12月に施行しました。</p> <p>また、先の御嶽山噴火災害では、登山届の重要性が改めて認識されましたが、昨年4月からは、登山者に予め危険なエリアを明示し、活火山への登山の危険性に高い認識を持っていただくとともに、有事の際には、迅速な安否確認と捜索救助活動を可能にすることを目的に、県内5つの活火山のうち、既に噴火警戒レベルが運用され危険なエリアが明確になっている御嶽山及び焼岳を条例の対象地域に追加しました。</p> <p>条例の対象エリアは、安全登山のために十分な注意を要するエリアであるとともに、過料の適用範囲を絞り込むことで、より危険な場所があることを明確に示しています。</p> <p>こうしたことを踏まえて、今回、噴火警戒レベルの運用が開始され、火山噴火時の影響範囲が明らかになった白山について、登山届の提出を義務付けるものです。</p> <p>なお、乗鞍岳とアカダナ山については、火山ハザードマップが作成され、噴火警戒レベルが適用され、危険なエリアが明確になった時点で、条例の対象エリアに追加し、登山届の提出を義務化するかどうかを検討してまいります。</p> <p>また、本県では、火山防災対策にも集中的に取り組んでおり、市町村が実施する防災対策を支援する補助金を創設し、シェルター等の安全施設の整備や啓発看板の設置などに対する財政支援を行っています。その他にも、地域住民のみならず、小中学校の児童・生徒向けの研修会の開催や、登山者用の携帯防災マップの作成・配布など、安全登山に向けた取組みを、登山届の提出促進と両輪で進めているところです。</p> <p>登山届の提出環境については、登山口をはじめ効率的、効果的な場所に登山届ポストと周知看板を設置しているほか、多様な届出方法を選択できるよう、オンラインによる登山届の受理システムの利用促進にも努めています。また、対象エリアでは、安全登山の指導体制や登山届の管理体制(回収、受理、整理等)の充実に取り組んでおり、白山においても、体制の確立と充実強化を図ってまいります。</p> <p>加えて、今年度は、白山においても登山者が条例の適用範囲や火口域からの位置を確認できるよう、岐阜県側の登山道に、火口域からの距離を表示する看板も設置することとしています。</p> <p>石川県との連携については、両県が合わせて行うことがより高い効果を得られると考えており、石川県とは調整をしてきたところです。その中で、登山届の必要性については、両県共通の認識として確認され、石川県とは、登山届の提出促進に向けて両県で連携して取り組むことで合意しています。</p> <p>また、本県としては、御嶽山の噴火災害を踏まえた改正活火山法の趣旨(登山届等による登山者情報の把握の努力義務)や「人命尊重」の観点から義務化が必要と判断しましたが、こうした本県の事情や考え方についても、石川県にはご理解をいただいています。</p> <p>そして、先月24日には、両県の関係機関により、両県合同でのキャンペーンや啓発活動の実施など、安全登山、登山届の提出促進に向けての具体的な取組みが確認され、石川県側の関係機関においても、岐阜県の山岳遭難防止条例について周知啓発したいとの申し出もあつたところです。</p> <p>罰則については、過料を徴収することが条例の目的ではなく、何よりも登山者に、登山届の提出を通して事前準備を十分に行っていただき、安全に登山を楽しんでいただくことを目的としています。また、罰則の適用時期は、条例施行後2年の範囲内で、登山口での指導体制の強化や広報啓発に集中的に取り組む、登山届の提出状況や遭難事故の状況などを総合的に勘案して見定めてまいります。</p> <p>なお、焼岳を含む北アルプスにおける平成27年の登山届の提出者数は、前年に比べ2割強増加し過去最高となっています。一方、遭難者数は約3割弱減少し、死者は半減しています。焼岳についても、提出件数、提出者数ともに義務化前を上回っています。</p>